

石川県公報

令和4年10月7日

第13547号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		目 次	
○随意契約の相手方等	(管財課) 1	○土地区画整理組合の定款の変更認可公告（都市計画課）	3
○特定計量器の定期検査の実施	(経営支援課) 1	監査委員	
公 告		○定期監査結果公表	3
○大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経営支援課) 2	○財政的援助団体等監査結果公表	5
		○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	5

告 示

石川県告示第386号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札を実施したところ落札者がなく、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和4年10月7日

石川県知事 馳 浩

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法
パーソナルコンピュータほか1件 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和4年9月22日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
リコージャパン株式会社
東京都大田区中馬込一丁目3番6号
- 随意契約に係る契約金額
26,837,800円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 一般競争入札の公告を行った日
令和4年8月5日
- 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当するため

石川県告示第387号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年10月7日

石川県知事 馳 浩

知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
能美市のうち 根上地区及び寺井地区	令和4年11月8日(火) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	能美市役所寺井分室

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和4年10月7日

石川県知事 馳 浩

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ラ・ムー金沢近岡店
金沢市近岡町294-2 ほか8筆
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
株式会社アルプ企画 代表取締役 古賀 美純
金沢市問屋町二丁目31番地
株式会社アルプ 代表取締役 古賀 美純
金沢市近岡町309番地
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司
岡山県倉敷市堀南704番地の5
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司
岡山県倉敷市堀南704番地の5
株式会社モリワン 代表取締役社長 治山 正史
野々市市御経塚3-8
株式会社アルプ 代表取締役 古賀 美純
金沢市近岡町309番地
ほか未定
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年5月27日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,767平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 160台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 67台
 - 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 172.5平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 24.6立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

大黒天物産株式会社 24時間営業

株式会社モリワン 午前10時から午後8時まで

株式会社アルプ 午前9時から午後7時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 4箇所

位置 縦覧による。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

令和4年9月26日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

9 届出等の縦覧期間

令和4年10月7日から令和5年2月7日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和5年2月7日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地区画整理組合の定款の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年10月7日

石川県知事 馳 浩

1 組合の名称

白山市松任駅北相木第二地区土地区画整理組合

2 事務所の所在地

白山市相木町76番地

3 設立認可の年月日

令和元年6月26日

4 変更認可の年月日

令和4年9月26日

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和4年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年10月7日

石川県監査委員 善 田 善 彦
 同 川 裕 一 郎
 同 山 本 次 作
 同 奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
中能登総合事務所 能登中部保健福祉センター 能登中部保健所 七尾児童相談所	令和4年9月16日	令和3年4月1日～ 令和4年3月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
奥能登総合事務所 能登北部保健福祉センター 能登北部保健所	〃	〃	公用車の交通事故が2年連続で発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。
能登空港管理事務所	〃	令和3年7月1日～ 令和4年6月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
松任高等学校	令和4年9月20日	令和3年6月1日～ 令和4年6月末日	〃
明和特別支援学校	〃	令和3年7月1日～ 令和4年6月末日	〃
野々市明倫高等学校	〃	令和3年8月1日～ 令和4年6月末日	〃
大聖寺高等学校	〃	令和3年7月1日～ 令和4年6月末日	〃
加賀高等学校	〃	令和3年7月1日～ 令和4年7月末日	〃
小松高等学校	〃	令和3年9月1日～ 令和4年6月末日	〃
小松瀬領特別支援学校	令和4年9月29日	令和3年7月1日～ 令和4年6月末日	〃
小松特別支援学校	〃	令和3年7月1日～ 令和4年7月末日	〃
小松商業高等学校	〃	令和3年7月1日～ 令和4年6月末日	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和4年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年10月7日

石川県監査委員 善 田 善 彦
 同 川 裕 一 郎
 同 山 本 次 作
 同 奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和3年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
石川県公立大学法人	令和4年9月20日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年10月7日

石川県監査委員 善 田 善 彦
 同 川 裕 一 郎
 同 山 本 次 作
 同 奥 村 豊 美

（別 紙）

行 第 98 号
 令和4年9月14日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和4年8月31日付け石監査第278-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
委託料の支出事務において、契約で定められた金額を超えて概算払しているものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	行政経営課	指摘のありました事項につきましては、令和4年度の支払手続から、契約で定められた金額の範囲内で概算払をするよう是正しました。今後、このようなことがないように、十分注意し、適正な事務処理に努めます。

デ 第 213 号

令和4年8月31日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和4年8月31日付け石監査第278-1号で提出のあつた監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
借上料の支出事務において、令和3年度会計から支出すべきところ、令和4年度会計から支出されているものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	デジタル推進課	財務規則や会計事務の手引等を基に会計事務知識のさらなる習得に努め、契約締結後、直ちに支出負担行為票を作成することに加え、決算時には、予算担当者と事業担当者において、請求書の未受領や支払い漏れがないか確認を徹底し、再発防止に努めます。

少 対 第 1490-1 号

令和4年9月14日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和4年8月31日付け石監査第278-1号で提出のあつた監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
委託料の支出事務において、令和3年度会計から支出すべきところ、令和4年度会計から支出されているものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	少子化対策監室	指摘された事項につきましては、あつてはならないことであり、今後このようなことが起こらないよう、万全を期すよう指導しました。 今後、入札(見積徴収)後、直ちに支出負担行為票を起票するとともに、事業担当者と予算担当者間で請求書の未受領や支払い漏れがないかの確認を徹底するなど、適正な会計事務の執行に努めてまいります。